



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和 8 年 1 0 月 8 日（木） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
森林活用推進課	森林活用係	村岡	内線 4344 直通 058-272-8472 FAX 058-278-2702

「清流の国ぎふ森林・環境税」の制度案（令和 9 ～ 1 3 年度） に対する県民意見募集（パブリック・コメント）について

県では、「清流の国ぎふ森林・環境税」を平成 2 4 年度から導入し、その税収を基に森林及び河川の有する県土の保全、生物多様性の確保など公益的機能の維持増進を図るための事業を推進してきました。

こうした取組は、県民の安全・安心な暮らしを守り、本県の誇る豊かな自然環境を未来へつなぐために必要なものであり、安定的に継続していくには財源の確保が不可欠です。

この度、「清流の国ぎふ森林・環境税」の期間を令和 1 3 年度まで延長することについて、制度案を整理しましたので、県民の皆さまからご意見を募集します。

記

1 意見の募集対象

「清流の国ぎふ森林・環境税」の制度案（令和 9 ～ 1 3 年度）

2 意見の募集期間

令和 8 年 1 0 月 9 日（金）～ 1 1 月 9 日（月）

※郵送の場合は 1 1 月 9 日消印有効、FAX、電子メールの場合は 1 1 月 9 日必着

※汎用電子申請基盤（LoGo フォーム）での回答は 1 1 月 9 日 2 3 時 5 9 分まで

3 制度案の閲覧方法（意見募集開始日から閲覧できます）

（1）インターネット（岐阜県ホームページ）

岐阜県ホームページ＞産業・農林水産・労働・観光＞森林・林業・木材産業＞森林環境
＞「清流の国ぎふ森林・環境税」の制度案（令和 9 ～ 1 3 年度）に対する県民意見募集
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/518897.html>

（2）印刷物

- ・県庁（1 階情報公開・行政相談窓口前、1 4 階森林活用推進課）
 - ・各農林事務所（岐阜・西濃・揖斐・中濃・郡上・可茂・東濃・恵那・下呂・飛騨）
 - ・ぎふ木遊館（所在地：岐阜市学園町 2 － 3 3）
 - ・県立森林文化アカデミー（所在地：美濃市曾代 8 8）
- ※閲覧時間：午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（土日祝日を除く）
（ぎふ木遊館は午前 1 0 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分まで（水曜日を除く））

4 意見の提出方法

LoGo フォーム（下記URL）又は郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。
<https://logoform.jp/form/T8mB/1824241>＜外部リンク＞



＜二次元コード＞

郵送・FAX・電子メールの場合は、「意見提出用紙」に、住所、氏名（団体、企業等の場合はその名称及び担当者名）、連絡先を明記し、以下「送付先」へ提出してください。

岐阜県林政部 森林活用推進課 森林活用係 行

郵 送：〒500-8570（専用郵便番号のため住所の記載は不要）

FAX：058-278-2702

E-mail：c11513@pref.gifu.lg.jp

【留意事項等】

- ・郵送・FAX・電子メールの場合は、件名を「『清流の国ぎふ森林・環境税』の制度案に対する意見」としてください。（郵送の場合は、封筒に記入してください。）
- ・「意見提出用紙」は、岐阜県ホームページ、もしくは閲覧場所において入手できます。
- ・ご意見を提出される場合は、住所、氏名、電話番号、メールアドレスを必ずご記入ください。ご記入がないものについては、本募集へのご意見として受付できない場合があります。
- ・連絡先は、提出いただいたご意見の内容に不明な点があった場合等の確認のために使用します。
- ・電話または口頭によるご意見の提出はご遠慮ください。また、ご意見に対する個別の回答は致しかねますのでご了承ください。
- ・ご意見は、日本語で記載してください。
- ・提出いただいたご意見は、住所、氏名、連絡先を除き、公表させていただく場合があります。
- ・個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。

5 問い合わせ先

岐阜県林政部森林活用推進課森林活用係

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く）

電話番号：058-272-8472（直通）